

[設問1]

第1. [捜査①]の適法性

Kが乙宛ての荷物を開封した行為は適法か。

1. 本件において捜索の対象となった乙宛ての荷物から
Kらの捜索継続中に捜索すべき場所にあたる
T株式会社に届けられたものである。そこで、かかる
乙の荷物を捜索することが許されるかが問題となる。

- (1) 捜査機関が捜索を行うに際し、事前に裁判所
から捜索許可状を得ることが求められるのは、裁判官
による審査に服せしめることにより、被疑者の人権の
過度な侵害を防止する点にある(刑訴法(以下略)
218条1項)。

すると、「有効期間」(219条1項)の付された捜索差押
許可状が適法に発付された以上は、その期間内に捜索
の場所に^{包接する}こととなった物件については、裁判官にお
きける事前の審査が及んでいると言える。

そこで、かかる物件につき捜索を行うことは違法では
ないと解すべきである。

- (2) Kにより開封された乙宛ての荷物は、10月5日午後3時
に開始された捜索が行われている最中である。同時午後
3時¹⁶分に、捜索すべき場所であるT株式会社に届け
られ、同場所に包接されることになった物件である。

従って、かかる物件につき、捜索差押許可状に基づいて

捜索を行うことは違法ではない。

2. それでは、本件の許可状の被疑者たる甲の物件
ではない乙の物件を捜索することにつき、捜索の
必要性(218条1項)が認められるか。

- (1) この点、^{形式上は}捜索差押許可状の被疑者ではない人物の
物件であっても、被疑者の物件であると実質上認め
られる場合には、捜索を行うことが許されると解すべき
である。

- (2) 本件において捜索の対象となったのは、乙宛ての荷物に
あり、形式上は甲の物件ではない。しかし、乙宛ての荷物は
甲宛ての荷物と同時にT株式会社に届けられたもので
ある。しかも、いずれについても、差出人がT株式会社。
内容物が書籍、外箱の態様の点で同一性を有し、
かつ、伝票の筆跡も酷似していた。

また、2つの荷物を受領した際、甲は、「受け取ってしまった
ものは仕方ないが、今更迭せないが」、乙は「ううね、
仕方ないですね」などと不審な言動を発していた。

そして、「グッズを送る。…10月5日午後3時すぎには届くはずだ。
二つに分けて送る。お前宛てのはお前1人でさばく分、乙宛て
のはお前と乙の2人でさばく分だ…」という内容の丙から
甲に対するメールが発見されている。また、甲が「丙さんから
連絡があった。10月5日3時すぎには新しいのが届く。2人で
さばく分も来る。その日、午後3時前には社長室に来い。

メールが届いたら 2人で分ける」という内容の甲から乙のメールが発見され、それに対する乙の返信メールも発見された。加えて、伝票記載の〇株式会社の所在地等については、架空のものであった。

以上のような事情も考慮すれば、乙宛ての荷物は実質上は甲の荷物と評価できる。

従って、本件において乙宛ての荷物を開封することによって、捜索の必要性が認められる。

3. よって、[捜索①]は適法である。

第2. 捜索差押許可状に基づく[捜索②]

Kが捜索差押許可状に基づき、乙が利用するロッカーを解錠して捜索を行った行為は適法か。かかるロッカーが捜索すべき場所に含まれるかが問題となる。

1. 捜索差押許可状の発付に際し、裁判官による審査が及んでいるのは、捜索すべき場所として特定された場所と同一^の管理権に服する部分である。

2. 本件のロッカーは、確かに、被疑者たる甲が使用するのではなく乙が使用しており、乙も開錠を拒絶している。しかし、本件のロッカーは、従業員の衣類等を保管するためのものである。そして、社長室の壁に掛かっているマスターキーを使えば、ロッカーの利用者でない第三者も開錠することができるようになっていた。

以上より、本件のロッカーの内部は、乙の固有の管理権

が及ぶのではなく、捜索すべき場所とした〇株式会社の管理権に服する。

3. よって、本件の捜索は適法である。

第3. 現行犯逮捕に伴う捜索としての[捜査④]

1. 無令状捜索(220条1項2号)が許容される趣旨は、逮捕の現場には証拠が存在する蓋然性が高い点にある。

そこで、「逮捕の現場」とは、令状が発付されていたとすれば捜索すべき場所とされる範囲を指すに解すべきである。

2. 本件におけるロッカーは、乙の携帯電話も手帳なども保管されている蓋然性がある。このため、証拠が存在する蓋然性があり、令状に基づく捜索がなされていたとすれば、捜索すべき場所に含まれるものと考えられる。

よって、本件の無令状捜索は適法である。

[設問2]

第1. 判決の内容の適否。

裁判所は、甲が単独犯であるとの訴因であるにもかかわらず、甲と丙との間に共謀があるとして甲に有罪判決を下している。そこで、かかる認定を行うことが許されるかが問題となる。

1. 判決において、刑の言渡しをしなければならないのは、原則として「犯罪の証明があった」ときに限定される。

そして、論理的な根拠関係がある場合につき、重い事実について認定できない場合、軽い事実については

変更も要する。

むしろ、具体的訴訟経過に照し、被告人に不意打ちを与えず、かつ、判決で認定された事項の方が不利益ではないと言える場合には、例外的に訴因変更は不要である。

2. 本件において、常利目的で覚せい剤を所持した事実に関する実行行為者が誰であるかという点は審判対象の画定に不可欠な事項とまでは言えない。

むしろ、一般的に、実行行為者が誰であるかは、被告人たる甲にとって重要な事項であるから、訴因記載事実と異なる認定を判決において行う場合には原則として訴因変更も要する。

但し、本件においては、甲の弁護人Bが甲丙間の共謀があるとの主張をしており、裁判所が甲丙間の共謀があるの認定としても、甲への不意打ちには当たらない。また、甲丙間の共謀があるとした方が、甲の犯情が軽くなることから、甲にとって不利益はない。

よって、本件において訴因変更をせずに、判決の事実も認定した手続は適法である。

以上。

合理的な疑いを抱かない程度の証明がなされたと言えり。

(333条)

したがって、かかる場合には、「犯罪の証明がなされた」と解すべきである。

2. 本件において、甲が単独犯であるか丙との共同正犯であるかは、甲が単独犯であるかないかと言うことであり、論理的な根拠関係にあると言えり。

すなわち、甲丙間に共謀があった場合、甲が従属的地位にあるという点で犯情が軽くなることから、甲丙間に共謀があるという事実は軽い事実に当たる。

従って、裁判所において、共謀の存在が確定できないうちに、甲丙間の共謀があると認定するのは、~~無罪~~ 333条に反しない。

第2. 判決の手続の適否

裁判所は、何ら訴因変更(312条)をすることなく、甲丙間の共謀があったとの認定をいいる。そこで、訴因変更が必要であったと言えないかが問題となる。

1. 訴因は、裁判所の審判対象を画定する機能及び被告人の防御権の範囲を告知する機能も有する。

そこで、審判対象の画定に不可欠な事項の変動も生じた場合には訴因変更が必要となる。

また、一般的に被告人の防御にいて重要な事項について異なる認定をする場合には不意打ち防止の観点から諸訴因